

4 消安第 7612 号
令和 5 年 3 月 31 日

各行政機関の長（別記参照） 殿

消費・安全局長

植物防疫法の一部を改正する法律の施行等に伴う輸入植物検疫に係る消費・安全局関連通知の一部改正について（通知）

植物防疫法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 36 号）の施行等に伴い、輸入植物検疫に係る消費・安全局関連通知の一部を別紙のとおり改正したので、通知する。

本件について御承知の上、関係制度の円滑かつ適正な運用につき、特段の御配慮をお願いする。

附則

この通知は、改正法の施行の日（令和 5 年 4 月 1 日）から施行する。

別記

横浜植物防疫所長
名古屋植物防疫所長
神戸植物防疫所長
門司植物防疫所長
那覇植物防疫事務所長

第1条 輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(輸入検査の申請)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>2 植物防疫官は、前項の申請書に輸出国の政府機関が発行する検査証明書又はその写しを添付させるものとし、必要と認める場合は、更に送り状、船荷証券、積荷目録又は航空貨物運送状等を添付させるものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(輸入検査の申請)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>
<p>(検査の場所)</p> <p>第6 検査を行う場所は、当該木材が輸入された規則第6条第1号に掲げる港の港域内若しくは港頭地域内又は当該木材が輸入された規則第6条第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p>	<p>(検査の場所)</p> <p>第6 検査を行う場所は、当該木材が輸入された規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域内若しくは港頭地域内又は当該木材が輸入された規則第6条第1項第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p>
<p>(合格の基準)</p> <p>第9 検査の結果、当該木材が、<u>規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(合格の基準)</p> <p>第9 検査の結果、当該木材が、<u>次の各号の一に該当すると認められる場合は、規程第2条の規定によりこれを合格とする。</u></p> <p><u>(1) 検疫有害動植物がない場合</u></p> <p><u>(2) 第14に掲げる措置を実施した結果、検疫有害動植物が死滅し、又は除去されたと確認された場合</u></p>
<p>(不合格の通知)</p> <p>第10 植物防疫官は、輸入検査の結果、当該木材が<u>規程第2条第1項の要件に該当しないと認めるときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、自ら当該種苗を消毒若しくは廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄を命じなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(不合格の通知)</p> <p>第10 植物防疫官は、検査の結果、当該木材に<u>検疫有害動植物があると認めるときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定にしたがい、当該木材を消毒し又は廃棄すべきことを命じなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(選別を行う場所)</p> <p>第12 選別を行う場所は、当該木材を検査した規則第6条第1号に掲げる港</p>	<p>(選別を行う場所)</p> <p>第12 選別を行う場所は、当該木材を検査した規則第6条第1項第1号に掲げ</p>

の港域内の植物防疫官が指定する水面とする。ただし、輸入者又は管理者から別表2に掲げる措置を行うことを条件として、陸上で選別を行いたい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、検疫有害動植物の分散を完全に防止できると認めるときは、これを行わせることができる。

(消毒を行う場所)

第15 消毒を行う場所は、当該木材を検査した規則第6条第1号に掲げる港の港域内又は港頭地域内の、植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書(別記様式4)の提出があった場合において、植物防疫官は、検疫有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認められるときは、これを行わせることができる。

(合格の証明)

第24 植物防疫官は、第9の規定により当該木材を合格としたときは、法第9条第5項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

別表1 (第14関係)

消毒方法の基準

方法	実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メチル	倉庫1立方メートル当たり 50グラム(C級を除く) 70グラム(C級を除く)	24時間 //	15℃以上 温度10℃以上 15℃未満
(2) 天幕くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メチル	天幕の内容積1立方メートル当たり 50グラム 70グラム	24時間 //	温度15℃以上 温度10℃以上 15℃未満

る港の港域内の植物防疫官が指定する水面とする。ただし、輸入者又は管理者から別表2に掲げる措置を行うことを条件として、陸上で選別を行いたい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、検疫有害動植物の分散を完全に防止できると認めるときは、これを行わせることができる。

(消毒を行う場所)

第15 消毒を行う場所は、当該木材を検査した規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域内又は港頭地域内の、植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書(別記様式4)の提出があった場合において、植物防疫官は、検疫有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認められるときは、これを行わせることができる。

(合格の証明)

第24 植物防疫官は、当該木材が第9の各号の一に該当すると認めた場合は、法第9条第4項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

別表1 (第14関係)

消毒方法の基準

方法	実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 天幕くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(3) 本船く ん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メ チル	船倉の内容積 1 立方メ ートル当たり 50 グラム 70 グラム	24 時間 〃	温度 15℃以上 温度 10℃以上 15℃未満
(4) 薬剤散 布	灯油で 20 倍希釈し た 40 % MEP 油剤	木材の表面積 1 平方メ ートル当たり 300 ミリ リットル 材積 1 立方メートル当 たり 2.4~3.6 リットル		
(5)~(6)	(略)			
(7) 浸漬、浮 上 部 薬 剤 散 布	(略)			
	使用薬剤: 灯油で 20 倍希釈した 40%MEP 油剤 薬量: 木材の表面積 1 平方メートル当たり 300 ミリリットル又は材積 1 立方メートル当たり 2.4~3.6 リットル			
(8)~(10)	(略)			

(3) 本船く ん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(4) 薬剤散 布	2.0 % の MEP 及び マラソン 及び灯油 の混合剤	1 平方メートル当たり 300 cc 以上 (新設)		
(5)~(6)	(略)			
(7) 浸漬、浮 上 部 薬 剤 散 布	(略)			
	使用薬剤: 2.0%の MEP 又はマラソン及び灯油 の混合剤 薬量: 1 平方メートル当たり 300cc 以上			
(8)~(10)	(略)			

別表 2 (第 14 関係)

分散防止の基準

検疫有害動植物の種 類	処置	摘要
木材に付着する検疫 有害動植物	灯油で 20 倍希釈した 40%MEP 油剤を 木材の表面積 1 平方メートル当たり 300 ミリリットル、又は材積 1 立方メ ートル当たり 2.4~3.6 リットル	
(略)	(略)	

別記様式 6 (第 22 条関係)

(イ)・(ロ) (略)
(ハ)
(削る。)

別表 2 (第 14 関係)

分散防止の基準

検疫有害動植物の種 類	処置	摘要
木材に付着する検疫 有害動植物	2.0%の MEP 又はマラソン及び灯油の 混合剤を木材たい積表面 1 平方メ ートル当たり 300cc 以上散布	
(略)	(略)	

別記様式 6 (第 22 条関係)

(イ)・(ロ) (略)
(ハ)



備考 (略)



(新設)

備考 (略)

第2条 輸入木材検疫要綱の運用基準（昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後			現行	
別表（第15関係）			別表（第15関係）	
方法	薬剤の種類	合格基準の詳細	方法	合格基準の詳細
(1) 倉庫くん蒸	臭化メチル	(略)	(1) 倉庫くん蒸	(略)
	ヨウ化メチル	<u>投薬した日の翌日(投薬後24時間以上に限る。)</u> の残存ガス濃度が次の基準以上であること。 ① <u>単位薬量70g/m³(投薬時温度10℃以上15℃未満)</u> での消毒においては、 <u>13mg/l以上</u> ② <u>単位薬量50g/m³(投薬時温度15℃以上)</u> での消毒においては、 <u>12mg/l以上</u>		(新設)
(2) 天幕くん蒸	〃	〃	(2) 天幕くん蒸	〃
(3) 本船くん蒸	臭化メチル	(略)	(3) 本船くん蒸	(略)
	ヨウ化メチル	<u>投薬した日の翌日(投薬後24時間以上に限る。)</u> の残存ガス濃度が次の基準以上であること。 ① <u>単位薬量70g/m³(投薬時温度10℃以上15℃未満)</u> での消毒においては、 <u>13mg/l以上</u> ② <u>単位薬量50g/m³(投薬時温度15℃以上)</u> での消毒においては、 <u>12mg/l以上</u>		(新設)
(4) (略)		(略)	(4) (略)	(略)
(5) (略)		(略)	(5) (略)	(略)
(6) (略)		(略)	(6) (略)	(略)
(7) (略)		(略)	(7) (略)	(略)
(8) (略)		(略)	(8) (略)	(略)
(9) (略)		(略)	(9) (略)	(略)
(10) (略)		(略)	(10) (略)	(略)

第3条 輸入木材こん包材取扱要領（平成19年3月28日付け18消安第13785号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第6 検査の場所 検査を行う場所は、当該未消毒木材こん包材が輸入された規則第6条第1号に掲げる港又は第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>第9 合格の基準 検査の結果、当該未消毒木材こん包材が、<u>規程第2条第1項第1号及び第2号又は第2号及び第4号に該当すると認められる場合は、これを合格とする。</u></p> <p>第10 合格の証明 植物防疫官は、第9の規定により当該未消毒木材こん包材を合格としたときは、<u>法第9条第5項及び規則第19条の規定により合格した旨を証明しなければならない。</u></p> <p>第13 選別を行う場所 第12の選別を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を検査した規則第6条<u>第1号</u>に掲げる港又は<u>第2号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>第16 消毒を行う場所 第11の処分による消毒を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を輸入した規則第6条第1号に掲げる港若しくは第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所又は「輸出用木材こん包材消毒実施要領」に基づき認定された消毒実施者の所有する消毒施設とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式4）の提出があった場合において、植物防疫官が検疫有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認めるときは、これを行わせることができる。</p>	<p>第6 検査の場所 検査を行う場所は、当該未消毒木材こん包材が輸入された規則第6条第<u>1項第1号</u>に掲げる港又は<u>同項第2号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>第9 合格の基準 検査の結果、当該未消毒木材こん包材が<u>規程第2条の各号</u>に該当すると認められたときは、これを合格とする。</p> <p>第10 合格の証明 植物防疫官は、第9の規定により当該未消毒木材こん包材を合格としたときは、<u>法第9条第4項</u>及び規則第19条の規定により合格した旨を証明しなければならない。</p> <p>第13 選別を行う場所 第12の選別を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を検査した規則第6条<u>第1項第1号</u>に掲げる港又は<u>同項第2号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>第16 消毒を行う場所 第11の処分による消毒を行う場所は、当該未消毒木材こん包材を輸入した規則第6条第<u>1項第1号</u>に掲げる港若しくは<u>同項第2号</u>に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所又は「輸出用木材こん包材消毒実施要領」に基づき認定された消毒実施者の所有する消毒施設とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式4）の提出があった場合において、植物防疫官が検疫有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認めるときは、これを行わせることができる。</p>

第18 不合格木材こん包材の積戻し

1 植物防疫官は、第11の規定による消毒又は廃棄を命じた未消毒木材こん包材について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書（別記様式5）の提出があり、監督及び取締上適当であると認めるときは、第11第1項の規定にかかわらず、規程第3条第5項に基づき、これを許可することができる。

2～4 (略)

第18 不合格木材こん包材の積戻し

1 植物防疫官は、第11の規定による消毒又は廃棄を命じた未消毒木材こん包材について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書（別記様式5）の提出があり、監督及び取締上適当であると認めるときは、第11第1項の規定にかかわらず、これを許可することができる。

2～4 (略)

別表1（第15関係）

木材こん包材の消毒方法の基準

方法	実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メチル	倉庫1立方メートル当たり 36グラム（C級を除く）	24時間	温度25℃以上
		48グラム（C級を除く）	//	温度20℃以上 25℃未満
		60グラム（C級を除く）	//	温度15℃以上 20℃未満
		84グラム（C級を除く）	//	温度10℃以上 15℃未満 各温度区分において、くん蒸開始（投薬終了）から30分以上ガスを攪拌する。
(2) 天幕くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メチル	天幕の内容積1立方メートル当たり 36グラム	24時間	温度25℃以上
48グラム		//	温度20℃以上 25℃	

別表1（第15関係）

木材こん包材の消毒方法の基準

方法	実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 天幕くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		60 グラム	//	未満 温度 15℃以上 20℃
		84 グラム	//	未満 温度 10℃以上 15℃
				未満 各温度区分において、くん蒸開始(投薬終了)から30分以上ガスを攪拌する。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式7 (第22条関係)

(イ)、(ロ) (略)
(ハ)
(削る。)



備考 (略)

別記様式7 (第22条関係)

(イ)、(ロ) (略)
(ハ)



(新設)

備考 (略)

第4条 凍結された植物の検疫について（令和2年8月5日付け2消安第1965号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義) 第1 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>第4条</u>第5号の「凍結されたもの」とは、凍結処理により完全に固まっている状態又は-17.8°C (0°F) 以下の状態である植物をいう。</p>	<p>(定義) 第1 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>第5条の3</u>第5号の「凍結されたもの」とは、凍結処理により完全に固まっている状態又は-17.8°C (0°F) 以下の状態である植物をいう。</p>

第5条 輸入青果物検疫要綱（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(合格基準)</p> <p>第9 検査の結果、当該青果物が、<u>規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とする。</u></p> <p>(不合格の通知)</p> <p>第10 植物防疫官は、検査の結果当該青果物が<u>規程第2条第1項の要件に該当しないと認め</u>たときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、<u>法第9条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき</u>、自ら当該青果物を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。</p> <p>2 植物防疫官は、当該青果物に<u>法第7条第1項第1号又は第3号に掲げる輸入禁止品が付着し、若しくは混入している場合又は規則別表2に掲げる輸入禁止植物が混入している場合であって、その除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、<u>規程第2条第2項の規定に基づき</u></u>、当該青果物の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(消毒方法等の基準)</p> <p>第12 (略)</p> <p>2 前項ただし書において植物防疫官が認めることができる消毒方法は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第3条の規定により登録されたものに限る。</u></p> <p>(消毒を行う場所)</p> <p>第13 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送中に検疫有害動植物<u>又は法第7条第1項第1号若しくは第3号に掲</u></p>	<p>(合格基準)</p> <p>第9 検査の結果、当該青果物が<u>規程第2条の各号に該当すると認められたときは、これを合格とする。</u></p> <p>(不合格の通知)</p> <p>第10 植物防疫官は、検査の結果当該青果物が<u>規程第2条の各号の一に該当しないと認め</u>たときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、<u>法第9条第1項の規定に基づき</u>、自ら当該青果物を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。</p> <p>2 植物防疫官は、当該青果物に<u>土が付着し、若しくは混入している場合又は規則別表2に掲げる輸入禁止植物が混入している場合であって、その除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、当該青果物の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(消毒方法等の基準)</p> <p>第12 (略)</p> <p>2 前項ただし書において植物防疫官が認めることができる消毒方法は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第2条の規定により登録されたものに限る。</u></p> <p>(消毒を行う場所)</p> <p>第13 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送中に検疫有害動植物の分散を防止する措置がとられること。</p>

げる輸入禁止品の分散を防止する措置がとられること。

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(不合格青果物の積戻し)

第14 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じた青果物について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書(別記様式5)の提出があった場合において、監督及び取締上適当であると認めるときは、第10第1項の規定にかかわらず、規程第3条第5項に基づき、これを許可することができる。

2 前項の場合において、検疫有害動植物又は法第7条第1項第1号若しくは第3号に掲げる輸入禁止品の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲内で条件を付することができる。

3・4 (略)

(輸入認可証明書の交付)

第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があり、次の各号の一に該当するときは、青果物輸入認可証明書(別記様式7の(イ))を交付することができる。ただし、植物等輸入認可証印(別記様式7の(ロ))を押印した第2の検査申請書の写しをもって青果物輸入認可証明書に替えることができる。

(1)～(2) (略)

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該青果物を合格としたときは、法第9条第5項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

(情報の提供)

第23 (略)

(削る。)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(不合格青果物の積戻し)

第14 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じた青果物について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書(別記様式5)の提出があった場合において、監督及び取締上適当であると認めるときは、第10第1項の規定にかかわらず、これを許可することができる。

2 前項の場合において、検疫有害動植物又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲内で条件を付することができる。

3・4 (略)

(輸入認可証明書の交付)

第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があり、次の各号の一に該当するときは、青果物輸入認可証明書(別記様式7の(イ))を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印(別記様式7の(ロ))を押印した第2の検査申請書の写しをもって青果物輸入認可証明書に替えることができる。

(1)～(2) (略)

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該青果物を合格としたときは、法第9条第4項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

(情報の提供)

第23 (略)

附則(令和2年12月25日2消安第4274号)

1 この通知の施行の際限にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際限にある旧様式による用紙については、当分の間、こ

別記様式7（第20条関係）

- (イ) (略)
- (ロ) (削る。)



備考 (略)

別表1（第12条関係）

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
(略)	(略)	液体青酸 1.8g/m ³ (10℃以上 20℃未満)	(略)	(略)	(略)
		青化ソーダ			

れを取り繕って使用することができる。

別記様式7（第20条関係）

- (イ) (略)
- (ロ)



(新設)

備考 (略)

別表1（第12条関係）

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
(略)	(略)	液体青酸 1.8g/m ³ (10～20℃)	(略)	(略)	(略)
		青化ソーダ			

		10.8g/m ³ (10℃以上 20℃未 満) 5.4g/m ³ (20℃以上)			
--	--	---	--	--	--

		10.8g/m ³ (10～20℃) 5.4g/m ³ (20℃以上)			
--	--	--	--	--	--

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要	備考
かんきつ類、なし、りんごに付着又は食入する検疫有害動物	(略)	48.5g/m ³ (5℃以上 10℃未満) 40.5g/m ³ (10℃以上 15℃未満) 32.5g/m ³ (15℃以上 20℃未満) 24.5g/m ³ (20℃以上 25℃未満) 16.0g/m ³ (25℃以上)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)			(略)

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要	備考
かんきつ類、なし、りんごに付着又は食入する検疫有害動物	(略)	48.5g/m ³ (5℃以上) 40.5g/m ³ (10℃ <u>〃</u>) 32.5g/m ³ (15℃ <u>〃</u>) 24.5g/m ³ (20℃ <u>〃</u>) 16.0g/m ³ (25℃ <u>〃</u>)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)			(略)

3 選別による消毒方法の基準
(略)

3 選別による消毒方法の基準
(略)

第6条 輸入種苗検査要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。）

改正後	改正前
<p>(輸入検査の場所)</p> <p>第6 輸入検査を行う場所は、当該植物が輸入された規則第6条第1号に掲げる港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に掲げる港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。第13を除き以下同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内又は当該植物が輸入された規則第6条第2号及び第3号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>(合格の基準)</p> <p>第9 輸入検査（法第8条第7項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあっては、当該検査を含む。）の結果、<u>当該種苗が規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とする。</u></p> <p>(不合格の通知)</p> <p>第10 植物防疫官は、輸入検査の結果、<u>当該種苗が規程第2条第1項の要件に該当しないと認めるときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、自ら当該種苗を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄を命じなければならない。</u></p> <p>2 植物防疫官は、<u>当該種苗に法第7条第1項第1号又は第3号に掲げる輸入禁止品が付着し、又は混入している場合であってその除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、規程第2条第2項の規定に基づき、当該検査荷口の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。</u></p> <p>(消毒方法の基準)</p> <p>第12 (略)</p> <p>2 前項ただし書きにおいて植物防疫官が認めることができる消毒方法は、農</p>	<p>(輸入検査の場所)</p> <p>第6 輸入検査を行う場所は、当該植物が輸入された規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に掲げる港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。第13を除き以下同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内又は当該植物が輸入された規則第6条第2号及び第3号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>(合格の基準)</p> <p>第9 輸入検査（法第8条第7項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあっては、当該検査を含む。）の結果、<u>当該種苗が規程第2条の各号に該当すると認められたときは、これを合格とする。</u></p> <p>(不合格の通知)</p> <p>第10 植物防疫官は、輸入検査の結果、<u>当該種苗が規程第2条の各号に該当しないと認めるときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、自ら当該種苗を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄を命じなければならない。</u></p> <p>2 植物防疫官は、<u>当該種苗に土が付着し、又は混入している場合であってその除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、規程第3条第1項第3号の規定に基づき、当該検査荷口の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。</u></p> <p>(消毒方法の基準)</p> <p>第12 (略)</p> <p>2 前項ただし書きにおいて植物防疫官が認めることができる消毒方法は、農</p>

薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条により登録されたものに限る。

（消毒を行う場所）

第 13 （略）

（1） （略）

（2）輸送中に検疫有害動植物又は法第 7 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる輸入禁止品の分散を防止する措置がとられること。

（3）・（4） （略）

2・3 （略）

（不合格種苗の積戻し）

第 14 植物防疫官は、第 10 の規定により消毒又は廃棄を命じた種苗について輸入者又は管理者から積戻しの積戻許可願（別記様式 3）の提出があった場合において監督及び取締上適当であると認めるときは、第 10 第 1 項の規定にかかわらず、規程第 3 条第 5 項に基づき、これを許可することができる。

2 前項の場合において、検疫有害動植物又は法第 7 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる輸入禁止品の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲で条件を付すことができる。

3・4 （略）

（選別効果の確認）

第 18 （略）

2 植物防疫官は、前項の確認の結果、なお検疫有害動植物又は法第 7 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる輸入禁止品があると認めるときは、輸入者又は管理者に対し、再選別若しくは再除去又は廃棄を行わせるものとする。

（輸入認可証明書の交付）

第 20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、(1)号にあっては植物等輸入認可証明書（規則第 8 号様式）を、(2)号、(3)号及び(4)号にあっては種苗輸入認可証明書（別記様式 6 の（イ））を交付することができる。ただし、植物等輸入認可証印（別記様式 6 の（ロ））を押印した第 2 の検査申請書の写しをもって種苗輸入認可証明書に替えることができる。

薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条により登録されたものに限る。

（消毒を行う場所）

第 13 （略）

（1） （略）

（2）輸送中に検疫有害動植物の分散を防止する措置がとられること。

（3）・（4） （略）

2・3 （略）

（不合格種苗の積戻し）

第 14 植物防疫官は、第 10 の規定により消毒又は廃棄を命じた種苗について輸入者又は管理者から積戻しの積戻許可願（別記様式 3）の提出があった場合において監督及び取締上適当であると認めるときは、第 10 第 1 項の規定にかかわらず、これを許可することができる。

2 前項の場合において、検疫有害動植物又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲で条件を付すことができる。

3・4 （略）

（選別効果の確認）

第 18 （略）

2 植物防疫官は、前項の確認の結果、なお検疫有害動植物があると認めるときは、輸入者又は管理者に対し、再選別若しくは再除去又は廃棄を行わせるものとする。

（輸入認可証明書の交付）

第 20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、(1)号にあっては植物輸入認可証明書（規則第 8 号様式）を、(2)号、(3)号及び(4)号にあっては種苗輸入認可証明書（別記様式 6 の（イ））を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印（別記様式 6 の（ロ））を押印した第 2 の検査申請書の写しをもって種苗輸入認可証明書に替えることができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 法第7条第1項第1号又は第3号に掲げる輸入禁止品の混入が認められ除去を行う場合

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該種苗を合格としたときは、法第9条第5項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

別記様式7 (第20条関係)

(イ)・(ロ) (略)

(ハ)

(削る。)



備考

(1) (略)

(2) 数字は、検査年月日を表すものとする。

別表3 (第12関係)

3 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量: g/内容積 m³)

検疫有	方法	薬量	時間	倉庫の	摘要

(1) ~ (3) (略)

(4) いねもみ又は土の混入が認められ除去を行う場合

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該種苗を合格としたときは、法第9条第4項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

別記様式7 (第20条関係)

(イ)・(ロ) (略)

(ハ)



(新設)

備考

(1) (略)

(2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

別表3 (第12関係)

3 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量: g/内容積 m³)

検疫有	方法	薬量	時間	倉庫の	摘要

害動物の種類			等級	
(略)	(略)	液体青酸 1.8 (10℃以上 20℃未満)	(略)	(略)
		青化ソーダ 5.4 (20℃以上) 10.8 (10℃以上 20℃未満)		

害動物の種類			等級	
(略)	(略)	液体青酸 1.8 (10～20℃)	(略)	(略)
		青化ソーダ 5.4 (20℃以上) 10.8 (10～20℃)		

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	温 度	時 間	摘 要
球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	44℃	1時間30分～2時間	(1) 温湯の温度を厳密に保つこと。 (2) 処理後に乾燥すること。 (3) <u>ミニスイセンについては、44℃、20分で行うこと。</u> (4) <u>ミニスイセンの範囲は、鱗茎の直径が通常2cm以下のものとする。</u>

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	温 度	時 間	摘 要
球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	44℃	1時間30分～2時間	(1) 温湯の温度を厳密に保つこと。 (2) 処理後に乾燥すること。 (新設) (新設)

第7条 輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(輸入検査の申請)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>2 植物防疫官は、前項の申請書に輸出国の政府機関が発行する検査証明書又はその写しを添付させるものとし、必要と認める場合は、更に送り状、船荷証券、積荷目録又は航空貨物運送状等を添付させるものとする。</u></p> <p><u>3 一港検査方式を行う場合には、植物防疫官は、先港で卸下する穀類等を輸入した者（以下「輸入者」という。）又は輸入者から検査の申請、規則第12条の措置若しくは法第9条第1項の措置による消毒等の業務の委任を受けた者（以下「管理者」という。）に、当該先港に本船の入港後遅滞なく、当該穀類等に係る前項の検査申請書のほか、一港検査願（別記様式1）、荷捌き計画書及び揚げ港別の本船積付け明細書を先港を担当する植物防疫所に提出させ、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者に、先港での検査の前に前項の検査申請書のほか一港検査願を、また、当該後港に本船が入港後遅滞なく荷捌き計画書を後港を担当する植物防疫所に提出させるものとする。</u></p> <p>後港を担当する植物防疫所は、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者から検査申請書及び一港検査願が提出されていることを先港を担当する植物防疫所に通報し、一港検査願の写しを送付する。</p> <p>(検査の場所)</p> <p>第6 検査を行う場所は、当該穀類等が輸入された規則第6条第1号の港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）の別表の第1に掲げる港の区域をいう。）内又は当該穀類等が輸入された規則第6条第2号及び第3号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、第5ただし書の規定により検査を行う場合は、港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）が定めて公表した区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。</p>	<p>(輸入検査の申請)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 一港検査方式を行う場合には、植物防疫官は、先港で卸下する穀類等を輸入した者（以下「輸入者」という。）又は輸入者から検査の申請、規則第12条の措置若しくは法第9条第1項の措置による消毒等の業務の委任を受けた者（以下「管理者」という。）に、当該先港に本船の入港後遅滞なく、当該穀類等に係る前項の検査申請書のほか、一港検査願（別記様式1）、荷捌き計画書及び揚げ港別の本船積付け明細書を先港を担当する植物防疫所に提出させ、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者に、先港での検査の前に前項の検査申請書のほか一港検査願を、また、当該後港に本船が入港後遅滞なく荷捌き計画書を後港を担当する植物防疫所に提出させるものとする。</u></p> <p>後港を担当する植物防疫所は、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者から検査申請書及び一港検査願が提出されていることを先港を担当する植物防疫所に通報し、一港検査願の写し（ファックスを含む。）を送付する。</p> <p>(検査の場所)</p> <p>第6 検査を行う場所は、当該穀類等が輸入された規則第6条第1項第1号の港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）の別表の第1に掲げる港の区域をいう。）内又は当該穀類等が輸入された規則第6条第2号及び第3号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、第5ただし書の規定により検査を行う場合は、港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）が定めて公表した区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。</p>

(検査の方法)

第8 検査は、次の方法により行うものとする。

(1) ハッチ内の検査

検査有害動植物の付着の有無について、各ハッチの内壁及び穀類等の表面を綿密に検査する。

次に当該穀類等の検査荷口ごとに、規程別表第1に掲げる数量について、ふるい別検査等を行う。

(2) (略)

(合格の基準)

第9 検査の結果、当該穀類等が規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とする。

(不合格の通知)

第10 植物防疫官は、検査の結果当該穀物等が規程第2条第1項の要件に該当しないと認めるときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、自ら当該穀物等を消毒(くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。)若しくは廃棄(焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2～3 (略)

(検査結果の通報等)

第11 同一本船に積載されている穀類等を2港以上の港に輸入する場合には、先港における穀類等の検査を実施した植物防疫官は、その結果を遅滞なく後港における検査を担当する植物防疫所に通報するものとする。

(消毒を行う場所)

第13 (略)

2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該穀類等の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき別表に掲げる分散防止の措置を行わせるものとする。

(検査の方法)

第8 検査は、次の方法により行うものとする。

(1) ハッチ内の検査

規程第1条第3項第6号の予備検査として、検査有害動植物の付着の有無について、各ハッチの内壁及び穀類等の表面を綿密に検査する。

次に当該穀類等の検査荷口ごとに、規程別表第1に掲げる数量について、ふるい別検査等を行う。

(2) (略)

(合格の基準)

第9 検査の結果、当該穀類等が規程第2条の各号に該当すると認められた場合はこれを合格とする。

(不合格の通知)

第10 植物防疫官は、検査の結果、当該穀類等に検査有害動植物があると認めるときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、当該穀類等を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。

2～3 (略)

(検査結果の通報等)

第11 同一本船に積載されている穀類等を2港以上の港に輸入する場合には、先港における穀類等の検査を実施した植物防疫官は、その結果を遅滞なく後港における検査を担当する植物防疫所にファックスその他の方法で通報するものとする。

(消毒を行う場所)

第13 (略)

2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該穀類等の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき別表に掲げる薬剤散布等の措置を行わせるものとする。

る。
3 (略)

(輸入認可証明書の交付)

第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、穀類等輸入認可証明書(別記様式4の(イ))を交付することができる。ただし、植物等輸入認可証印(別記様式4の(ロ))を押印した第2の検査申請書の写しをもって穀類等輸入認可証明書に替えることができる。

(1)～(4) (略)

2 一港検査方式を行う場合で、後港に卸下する穀類等について穀類等輸入認可証明書を交付するときは、先港で検査を行った植物防疫官が当該証明書を作成して先港で交付するか、後港を担当する植物防疫所に送付し、後港で交付する。植物等輸入認可証印を押印するときは、後港で第2の検査申請書に押印する。

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該穀類等を合格としたときは、法第9条第5項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

2 (略)

別表(第12関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(1) 倉庫48時間くん蒸 (略)

検査有害動物の種類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めされた米、 麦、えんどう、カ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

する。
3 (略)

(輸入認可証明書の交付)

第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、穀類等輸入認可証明書(別記様式4の(イ))を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印(別記様式4の(ロ))を押印した第2の検査申請書の写しをもって穀類等輸入認可証明書に替えることができる。

(1)～(4) (略)

2 一港検査方式を行う場合で、後港に卸下する穀類等について穀類等輸入認可証明書を交付するときは、先港で検査を行った植物防疫官が当該証明書を作成して先港で交付するか、後港を担当する植物防疫所に送付し、後港で交付する。植物輸入認可証印を押印するときは、後港で第2の検査申請書に押印する。

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該穀類等を合格としたときは、法第9条第4項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

2 (略)

別表(第12関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(1) 倉庫48時間くん蒸 (略)

検査有害動物の種類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めされた米、 麦、えんどう、コ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

カオ豆、 コブラ、 コーヒー 豆、こし ょう等 (粉状及 びかす状 のものを 除く。)に 付着する 検疫有害 動物(コ クジツセ ンチュウ を除く。)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)倉庫 72 時間くん蒸 (略)

検疫有害 動物の種 類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めさ れた米、 麦、えん どう、カ カオ豆、 コブラ、 コーヒー 豆、こし ょう等 (粉状及 びかす状 のものを 除く。)に	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

プラ、コ ユア豆、 コーヒー 豆、こし ょう等 (粉状及 びかす状 のものを 除く。)に 付着する 検疫有害 動物(コ クジツセ ンチュウ を除く。)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)倉庫 72 時間くん蒸 (略)

検疫有害 動物の種 類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めさ れた米、 麦、えん どう、コ ブラ、コ ユア豆、 コーヒー 豆、こし ょう等 (粉状及 びかす状 のものを 除く。)に	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3)倉庫 24 時間くん蒸

(略)

(略)

検疫有害 動物の種 類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めさ れた米、 麦、えん どう、 <u>カ カオ豆</u> 、 コブラ、 コーヒー 豆、こし ょう等 (粉状及 びかす状 のものを 除く。)に 付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3)～(8) (略)

付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3)倉庫 24 時間くん蒸

(略)

(略)

検疫有害 動物の種 類	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
袋詰めさ れた米、 麦、えん どう、コ ブラ、 <u>コ ア豆</u> 、 コーヒー 豆、こし ょう等 (粉状及 びかす状 のものを 除く。)に 付着する 検疫有害 動物（コ クジツセ ンチュウ を除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3)～(8) (略)

〔注〕 1～4 (略)

- 5 ヒメアカカツオブシムシが付着している場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 16 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表に掲げる薬量の 2 倍の薬量を用いるものとする。
- 6 穀類等の温度が 5 度未満の場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 16 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表「10 度未満」の欄に掲げる薬量の 15% 増の薬量を用いるものとする。
- 7 (略)
- 8 (1)、(2) 及び (3) において、穀類等の収容比が $0.03\text{t}/\text{m}^3$ 未満の場合は、穀類等の種類によらず、各表「袋詰めされた米、麦、えんどう、カカオ豆、コブラ、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）」に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）」の項のうち穀類等の収容比「 $0.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満」の項に掲げる薬量を用いるものとする。
- 9 (略)

別記様式 4（第 20 関係）

- (イ) (略)
- (ロ)
- (削る。)

〔注〕 1～4 (略)

- 5 ヒメアカカツオブシムシが付着している場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 7 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表に掲げる薬量の 2 倍の薬量を用いるものとする。
- 6 穀類等の温度が 5 度未満の場合は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 7 条の規定により表示された使用量を限度とし、各表「10 度未満」の欄に掲げる薬量の 15% 増の薬量を用いるものとする。
- 7 (略)
- 8 (1)、(2) 及び (3) において、穀類等の収容比が $0.03\text{t}/\text{m}^3$ 未満の場合は、穀類等の種類によらず、各表「袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）」に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）」の項のうち穀類等の収容比「 $0.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満」の項に掲げる薬量を用いるものとする。
- 9 (略)

別記様式 4（第 20 関係）

- (イ) (略)
- (ロ)





備考

- (1) (略)
- (2) 数字は、検査年月日を表すものとする。

(新設)

備考

- (1) (略)
- (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

第8条 植物防疫法施行規則第13条ただし書の運用について（昭和38年4月6日付け38農政B第1912号農産局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第13条ただし書を適用して輸入植物、<u>輸入検疫指定物品</u>若しくは容器包装の消毒又は廃棄を規則第6条第1号に掲げる港の港域若しくは港頭地域又は規則第6条第2号に掲げる飛行場以外の場所で行う場合は、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が指定する場所（以下「指定処分場所」という。）において行うものとする。</p> <p>2 植物防疫所長は、指定処分場所の指定に先立ち、当該場所の消毒施設又は廃棄施設及び当該処分の実施体制等を調査し、<u>適当と認められる場合に指定するものとする。</u></p> <p>その他輸入植物等の輸送方法、処分の方法、消毒施設の指定等については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）、輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号）、輸入青果物検疫要綱（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号）、輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号）、輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号）、輸入木材検疫要綱の運用基準（昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号）、海上コンテナ一詰輸入植物検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号）、消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号）、<u>くん蒸倉庫指定要綱</u>（昭和46年2月6日付け45農政第2628号）<u>及び検疫指定物品検疫要綱</u>（令和5年3月24日付け消安第7162号）に準じて行うものとする</p>	<p>1 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第13条ただし書を適用して輸入植物若しくは容器包装の消毒又は廃棄を規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域若しくは港頭地域又は規則第6条第1項第2号に掲げる飛行場以外の場所で行う場合は、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が指定する場所（以下「指定処分場所」という。）において行うものとする。</p> <p>2 植物防疫所長は、指定処分場所の指定に先立ち、当該場所の消毒施設又は廃棄施設及び当該処分の実施体制等を調査し、<u>適当と認められる場合に指定するものとする。</u></p> <p>その他輸入植物等の輸送方法、処分の方法、消毒施設の指定等については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）、輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号）、輸入青果物検疫要綱（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号）、輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号）、輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号）、輸入木材検疫要綱の運用基準（昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号）、海上コンテナ一詰輸入植物検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号）、消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号）<u>及びくん蒸倉庫指定要綱</u>（昭和46年2月6日付け45農政第2628号）に準じて行うものとする</p>

第9条 国際不定期便による国内空港の使用について（昭和54年2月20日付け54農蚕第1215号農蚕園芸局長通知）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>このことについて、運輸省航空局長から別添のとおり通知があったので、了知ありたい。なお、<u>植物防疫法施行規則第6条第2号又は第3号</u>に掲げられていない飛行場に国際不定期便を運航させる計画が示された場合には、その旨当局植物防疫課に通報するとともに、当該飛行場においては<u>植物及び検査指定物品</u>の輸入はできない旨伝えられたい。</p> <p>おって、かかる場合において、当該航空運送事業者に対し、当該航空機を<u>植物防疫法施行規則第6条第2号又は第3号</u>に掲げられている飛行場に寄港させ、必要な検査を受けるよう指導することは差支えない。</p> <p>別添 （略）</p>	<p>このことについて、運輸省航空局長から別添のとおり通知があったので、了知ありたい。なお、<u>植物防疫法施行規則第6条第1項第2号</u>に掲げられていない飛行場に国際不定期便を運航させる計画が示された場合には、その旨当局植物防疫課に通報するとともに、当該飛行場においては<u>植物類</u>の輸入はできない旨伝えられたい。</p> <p>おって、かかる場合において、当該航空運送事業者に対し、当該航空機を<u>植物防疫法施行規則第6条第1項第2号</u>に掲げられている飛行場に寄港させ、必要な検査を受けるよう指導することは差支えない。</p> <p>別添 （略）</p>

第10条 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第3 本船くん蒸における危害防止対策</p> <p>1 くん蒸を認める場合の条件</p> <p>本船くん蒸は、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第71条の規定を遵守し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>ガス検定器（検知管式、干渉計型、焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。）、隔離式防毒マスク（吸収缶はくん蒸に使用するガスに対応したものをい）</u>、面体は全面型又は半面型とする。なお、投薬時に半面型を使用するときは<u>ゴーグル形保護メガネ</u>を着用するものとする。以下「防毒マスク」という。)、空気呼吸器、船艙密閉天幕、連絡無線機、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備（保安要員用を含む。）<u>されている者であること。</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 くん蒸作業に係る措置</p> <p>くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。 なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ガス開放時</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>くん蒸中にシャフトトンネルにガス漏れを認め、水密扉で機関室を遮断した場合の開放は、水密扉を開き、機関室の天窓を全開して排気すること。その際ガス濃度が抑制濃度（臭化メチルの場合にあつては1ppm。青酸ガスの場合にあつては3ppm。燐化水素の場合にあつては0.3ppm。ヨウ化メチルの場合にあつては2ppm。以下同じ。）</u>以下に低下したことを確認するまでは、<u>保安要員の機関室への立入りは禁止すること。ただし、青酸ガス、臭化メチル又はヨウ化メチルの濃度を当該値以下とす</u></p>	<p>第3 本船くん蒸における危害防止対策</p> <p>1 くん蒸を認める場合の条件</p> <p>本船くん蒸は、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第71条の規定を遵守し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている場合にのみ許可するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次の各条件に適合する防除業者により、当該くん蒸が実施されること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>ガス検定器（検知管式、干渉計型、焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。）、隔離式臭化メチル用防毒マスク（吸収缶は有機ガス用又は臭化メチル専用とし、面体は全面型又は半面型とする。なお、投薬時に半面型を使用するときはゴーグル形保護メガネを着用するものとする。以下「防毒マスク」という。）、空気呼吸器、船艙密閉天幕、連絡無線機、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備（保安要員用を含む。）</u><u>されている者であること。</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 くん蒸作業に係る措置</p> <p>くん蒸を実施する場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。 なお、各事項末尾の〔 〕内は当該注意事項遵守についての責任者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ガス開放時</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>くん蒸中にシャフトトンネルにガス漏れを認め、水密扉で機関室を遮断した場合の開放は、水密扉を開き、機関室の天窓を全開して排気すること。その際ガス濃度が抑制濃度（臭化メチルの場合にあつては1ppm。青酸ガスの場合にあつては3ppm。燐化水素の場合にあつては0.3ppm。以下同じ。）</u>以下に低下したことを確認するまでは、<u>保安要員の機関室への立入りは禁止すること。ただし、青酸ガス又は臭化メチルの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を</u></p>

ることが著しく困難な場合であって当該場所の排気を行う場合において、保安要員に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該保安要員を、当該場所に立ち入らせることができる。

〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(注) 抑制濃度の確認は干渉計型又は焰色反応型のガス検定器等により、ガス濃度が低下していることをあらかじめ測定した後、検知管法により行うこと。

ウ～ク (略)

(4) (略)

第6 倉庫くん蒸における危害防止対策

第5のサイロにおける危害防止対策を準用するものとし、さらに次の点に注意すること。この場合において、第5の1の(5)中「サイロくん蒸」とあるのは「倉庫くん蒸(青酸ガスくん蒸を実施する場合にあっては、青酸ガスくん蒸)」と、第5の1の(8)及び2の(6)中「二酸化炭素くん蒸」とあるのは「二酸化炭素くん蒸並びに臭化メチル、燐化水素、二酸化炭素の混合ガス(以下「混合ガス」という。)及びくん蒸」と読み替えるものとする。

1・2 (略)

3 臭化メチルくん蒸、燐化アルミニウムくん蒸、二酸化炭素くん蒸及びヨウ化メチルくん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。

(1)～(4) (略)

4 (略)

行う場合において、保安要員に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該保安要員を、当該場所に立ち入らせることができる。

〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

(注) 抑制濃度の確認は干渉計型又は焰色反応型のガス検定器等により、ガス濃度が低下していることをあらかじめ測定した後、検知管法により行うこと。

ウ～ク (略)

(4) (略)

第6 倉庫くん蒸における危害防止対策

第5のサイロにおける危害防止対策を準用するものとし、さらに次の点に注意すること。この場合において、第5の1の(5)中「サイロくん蒸」とあるのは「倉庫くん蒸(青酸ガスくん蒸を実施する場合にあっては、青酸ガスくん蒸)」と、第5の1の(8)及び2の(6)中「二酸化炭素くん蒸」とあるのは「二酸化炭素くん蒸並びに臭化メチル、燐化水素及び二酸化炭素の混合ガス(以下「混合ガス」という。)くん蒸」と読み替えるものとする。

1・2 (略)

3 臭化メチルくん蒸、燐化アルミニウムくん蒸及び二酸化炭素くん蒸を実施する場合には、次に掲げる事項に注意すること。

(1)～(4) (略)

4 (略)

第 11 条 海上コンテナ一詰輸入植物検疫要領（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>海上コンテナ一詰輸入<u>植物等</u>検疫要領</p> <p>（目的及び定義）</p> <p>第 1 この要領は植物防疫法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 151 号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和 25 年 6 月 30 日農林省令第 73 号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号。以下「規程」という。）に基づき実施する検疫のうち、コンテナによって海上輸送される<u>植物等</u>の検疫を斉一、かつ、迅速円滑に実施することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 この要領で「植物等」とは、法第 2 条第 1 項に定める植物及び法第 6 条第 1 項に基づき規則第 5 条に定める検疫指定物品をいう。</u></p> <p><u>4・5</u> （略）</p> <p>（輸入検査の申請）</p> <p>第 3 規則第 10 条の規定による検査申請書（規則第 4 号様式）の提出は、輸入予定期日の 7 日前から、当該港におけるコンテナ一詰<u>植物等</u>の検疫を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下第 13 第 5 項を除いて同じ。）の植物防疫官に対し行うことができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（輸入業務の委任）</p> <p>第 4 植物防疫官は、コンテナ一詰<u>植物等</u>を輸入した者（以下「輸入者」という。）が法第 8 条第 1 項の検査（以下「検査」という。）の申請、規則第 12 条の措置又は法第 9 条第 1 項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）は、当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。</p>	<p>海上コンテナ一詰輸入<u>植物</u>検疫要領</p> <p>（目的及び定義）</p> <p>第 1 この要領は植物防疫法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 151 号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和 25 年 6 月 30 日農林省令第 73 号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号。以下「規程」という。）に基づき実施する検疫のうち、コンテナによって海上輸送される<u>植物</u>の検疫を斉一、かつ、迅速円滑に実施することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>3・4</u> （略）</p> <p>（輸入検査の申請）</p> <p>第 3 規則第 10 条の規定による検査申請書（規則第 4 号様式）の提出は、輸入予定期日の 7 日前から、当該港におけるコンテナ一詰<u>植物</u>の検疫を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下第 13 第 5 項を除いて同じ。）の植物防疫官に対し行うことができるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（輸入業務の委任）</p> <p>第 4 植物防疫官は、コンテナ一詰<u>植物</u>を輸入した者（以下「輸入者」という。）が法第 8 条第 1 項の検査（以下「検査」という。）の申請、規則第 12 条の措置又は法第 9 条第 1 項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）は、当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。</p>

(検査方法及び数量)

第8 検査は、コンテナの内壁及び収容植物等の表面等について行ったのち、規程別表第1に定める数量について必要に応じふり別、切断、掘取り又ははく皮等の方法により行うものとする。

(合格の通知及び証明)

第9 植物防疫官は、検査の結果、当該植物等が規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とし、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知するとともに法第9条第5項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

(消毒・廃棄等の命令)

第10 植物防疫官は、検査の結果、当該植物に検疫有害動植物（検疫指定物品にあつては検疫有害動植物、土又は植物残さ）（以下、「検疫有害動植物等」という。）があると認めるときは、これを不合格として直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、当該植物等を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、前項の場合又は禁止品がある場合において、当該植物等をコンテナから搬出して消毒又は廃棄する場合は、必要に応じて搬出後空になったコンテナの消毒を命じなければならない。

3 植物防疫官は、第1項の場合において、輸入者又は管理者にその消毒又は廃棄に先立って、消毒（廃棄）計画書（穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）別記様式2、木材にあつては輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）別記様式1、青果物にあつては輸入青果物検疫要綱（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）別記様式1、2又は3、検疫指定物品にあつては検疫指定物品検疫要綱（令和5年3月24日付け4消安第7162号消費・安全局長通達）別記様式2、その他のものにあつては輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）別記様式1を準用する。）を2部提出させ、その適否について認定するものとする。

4 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対しくん蒸による消毒を命じた場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）を遵守するよう指導するものとする。

なお、植物等を密閉形コンテナ又は非密閉形ベンチレーターコンテナ

(検査方法及び数量)

第8 検査は、コンテナの内壁及び収容植物の表面等について行ったのち、規程別表第1に定める数量について必要に応じふり別、切断、掘取り又ははく皮等の方法により行うものとする。

(合格の通知及び証明)

第9 植物防疫官は、検査の結果、当該植物が規程第2条の各号に該当すると認められた場合は、これを合格とし、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知するとともに法第9条第4項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

(消毒・廃棄等の命令)

第10 植物防疫官は、検査の結果、当該植物に検疫有害動植物があると認めるときは、これを不合格として直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、当該植物を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、前項の場合又は禁止品がある場合において、当該植物をコンテナから搬出して消毒又は廃棄する場合は、必要に応じて搬出後空になったコンテナの消毒を命じなければならない。

3 植物防疫官は、第1項の場合において、輸入者又は管理者にその消毒又は廃棄に先立って、消毒（廃棄）計画書（穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）別記様式2、木材にあつては輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）別記様式1、青果物にあつては輸入青果物検疫要綱（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）別記様式1、2又は3、その他のものにあつては輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）別記様式1を準用する。）を2部提出させ、その適否について認定するものとする。

4 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対しくん蒸による消毒を命じた場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）を遵守するよう指導するものとする。

なお、植物を密閉形コンテナ又は非密閉形ベンチレーターコンテナ

でくん蒸する場合は、くん蒸中は当該コンテナの周囲3メートル以内への立入りを禁止させ、木材をオープントップコンテナ、フラットラックコンテナでくん蒸する場合は、当該コンテナの周囲15メートル以内への立入りを禁止させるよう併せて指導するものとする。

5 (略)

(処分の基準)

第11 第10の第1項の消毒又は廃棄は、規程第3条及び第4条、輸入穀類等検疫要綱、輸入木材検疫要綱、輸入青果物検疫要綱、輸入種苗検疫要綱又は検疫指定物品検疫要綱に定める基準により行うものとする。この場合において、規程第4条第2項の適用については、別表1に掲げた区分により取り扱うものとする。

(消毒を行う場所)

第12 消毒を行う場所は、原則として当該コンテナ詰植物等を検査した場所とする。ただし、輸入者又は管理者から、当該輸入港の港域内及び港頭地域内の他の場所へ移動して消毒したい旨の申出があり、検疫有害動植物等の分散を防止できると認めるときは、植物防疫官は、これを行わせることができる。

2 植物防疫官は、前項の規定にかかわらず、輸入者又は管理者から、前項以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請書(別記様式1号)の提出があった場合において、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、検疫有害動植物等の分散防止等の取締りが可能であると認めるときは、これを行わせることができる。ただし、陸路輸送については、当該コンテナが密閉形コンテナであり、かつ、消毒する場所が規則第6条第1号及び第2号に掲げる港の港頭地域内又は飛行場内にある場合、又は非密閉形コンテナにあっては植物防疫官が認めた場合に限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 消毒すべき植物等をコンテナから搬出して消毒する場合は、着地において消毒を行う倉庫等の施設が消毒効果を十分確保し得るものであること。また、空になったコンテナの消毒及び清掃をその場所において実施できる体制にあること。

(5) (略)

3 輸入者又は管理者から当該コンテナ詰植物等を検査した港頭地域から他の港頭地域へ当該植物等を他の輸送機器に積替えた後陸路輸送して消毒

くん蒸する場合は、くん蒸中は当該コンテナの周囲3メートル以内への立入りを禁止させ、木材をオープントップコンテナ、フラットラックコンテナでくん蒸する場合は、当該コンテナの周囲15メートル以内への立入りを禁止させるよう併せて指導するものとする。

5 (略)

(処分の基準)

第11 第10の第1項の消毒又は廃棄は、規程第3条及び第4条、輸入穀類等検疫要綱、輸入木材検疫要綱、輸入青果物検疫要綱又は輸入種苗検疫要綱に定める基準により行うものとする。この場合において、規程第4条第2項の適用については、別表1に掲げた区分により取り扱うものとする。

(消毒を行う場所)

第12 消毒を行う場所は、原則として当該コンテナ詰植物を検査した場所とする。ただし、輸入者又は管理者から、当該輸入港の港域内及び港頭地域内の他の場所へ移動して消毒したい旨の申出があり、検疫有害動植物の分散を防止できると認めるときは、植物防疫官は、これを行わせることができる。

2 植物防疫官は、前項の規定にかかわらず、輸入者又は管理者から、前項以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請書(別記様式1号)の提出があった場合において、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、検疫有害動植物の分散防止等の取締りが可能であると認めるときは、これを行わせることができる。ただし、陸路輸送については、当該コンテナが密閉形コンテナであり、かつ、消毒する場所が規則第6条第1項の港である場合又は、非密閉形コンテナにあっては植物防疫官が認めた場合に限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 消毒すべき植物をコンテナから搬出して消毒する場合は、着地において消毒を行う倉庫等の施設が消毒効果を十分確保し得るものであること。また、空になったコンテナの消毒及び清掃をその場所において実施できる体制にあること。

(5) (略)

3 輸入者又は管理者から当該コンテナ詰植物を検査した港頭地域から他の港頭地域へ当該植物を他の輸送機器に積替えた後陸路輸送して消毒した

したい旨の申出があった場合は、「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」(昭和 61 年 1 月 30 日付け農蚕第 473 号 農蚕園芸局長通達)の規定によるものとする。

(輸入認可証明書の交付)

第 16 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、通関を行うための輸入認可証明書の発給申請があったときは、当該植物等の取締りに支障がない場合限り輸入認可証明書(穀類等にあつては輸入穀類等検査要綱別記様式 4、木材にあつては輸入木材検査要綱別記様式 6、種苗(規則第 14 条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。)にあつては輸入種苗検査要綱別記様式 6、青果物にあつては輸入青果物検査要綱別記様式 7、検査指定物品にあつては検査指定物品検査要綱別記様式 6、その他の植物にあつては規則第 8 号様式)を交付することができる。

別記様式 1 号

コンテナ詰植物等輸送後消毒申請書

年 月 日

植物防疫所〔支所〕植物防疫官 殿
〔出張所〕

住所
氏名

月 日 港入港 丸 積コンテナ詰 は、下記により〔水路〕輸
送したのち消毒したいので申請します。〔陸路〕

1	品名	記 コンテナ数	数量	袋 箱 台	kg
2	輸送期日	年 月 日出発	年 月 日到着		
3	輸送方法及び経路				
4	輸送責任者住所氏名				
5	消毒方法				
6	消毒期日及び場所				
7	消毒実施者				
8	コンテナ符号及び番号				

い旨の申出があった場合は、「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」(昭和 61 年 1 月 30 日付け農蚕第 473 号 農蚕園芸局長通達)の規定によるものとする。

(輸入認可証明書の交付)

第 16 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、通関を行うための輸入認可証明書の発給申請があったときは、当該植物の取締りに支障がない場合限り輸入認可証明書(穀類等にあつては輸入穀類等検査要綱別記様式 4、木材にあつては輸入木材検査要綱別記様式 6、種苗(規則第 14 条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。)にあつては輸入種苗検査要綱別記様式 6、青果物にあつては輸入青果物検査要綱別記様式 7、その他の植物にあつては規則第 8 号様式)を交付することができる。

別記様式 1 号

コンテナ詰植物輸送後消毒申請書

年 月 日

植物防疫所〔支所〕植物防疫官 殿
〔出張所〕

住所
氏名

月 日 港入港 丸 積コンテナ詰 は、下記により〔水路〕輸
送したのち消毒したいので申請します。〔陸路〕

1	品名	記 コンテナ数	数量	袋 箱	kg
2	輸送期日	年 月 日出発	年 月 日到着		
3	輸送方法及び経路				
4	輸送責任者住所氏名				
5	消毒方法				
6	消毒期日及び場所				
7	消毒実施者				
8	コンテナ符号及び番号				

9 封印番号

上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を担当する植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。

年 月 日

植物防疫官 氏 名

別記様式 3 号

くん蒸施設指定通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫所長

コンテナ詰輸入植物等検査要領第 13 に定めるくん蒸施設として、貴社から指定申請のあったコンテナは、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

1・2 (略)

別記 (略)

9 封印番号

上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を担当する植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。

年 月 日

植物防疫官 氏 名

別記様式 3 号

くん蒸施設指定通知書

番 号
年 月 日

殿

植物防疫所長

コンテナ詰輸入植物検査要領第 13 に定めるくん蒸施設として、貴社から指定申請のあったコンテナは、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

1・2 (略)

別記 (略)

第12条 海上コンテナの内航船積替えの確認基準（平成2年11月14日付け2農蚕第2280号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 定義</p> <p>(1) この基準において、「積替え」とは、輸入される密閉形コンテナ（海上コンテナ詰輸入<u>植物等</u>検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）第1第2項の密閉形コンテナをいう。以下同じ。）について、仕向先港以外の港において、一時的に卸下した場所又はその周辺の埠頭から、開扉することなく速やかに内航船（内航支線サービス船、カーフェリー船等をいう。以下同じ。）に積み替えることをいう。</p> <p><u>(2) この基準において「植物等」とは、海上コンテナ要領第1の3に定めるものをいう。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>3 積替申請の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 積替えを行う港が植物防疫法施行規則第6条第1号に掲げる港（以下「指定港」という。）であること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 植物防疫官は、前項の規定による確認のほか、当該書類に記載された<u>植物等</u>及び仕出地等から判断して必要があると認めるときは、当該コンテナの密閉状態等についても確認を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1 定義</p> <p>(1) この基準において、「積替え」とは、輸入される密閉形コンテナ（海上コンテナ詰輸入<u>植物</u>検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）第1第2項の密閉形コンテナをいう。以下同じ。）について、仕向先港以外の港において、一時的に卸下した場所又はその周辺の埠頭から、開扉することなく速やかに内航船（内航支線サービス船、カーフェリー船等をいう。以下同じ。）に積み替えることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>3 積替申請の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 積替えを行う港が植物防疫法施行規則第6条<u>第1項</u>第1号に掲げる港（以下「指定港」という。）であること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 植物防疫官は、前項の規定による確認のほか、当該書類に記載された<u>植物</u>及び仕出地等から判断して必要があると認めるときは、当該コンテナの密閉状態等についても確認を行う。</p> <p>(3) (略)</p>

第13条 航空コンテナ等積替確認実施要領（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1 航空コンテナ、パレット等の航空貨物用輸送器具に積載された外国貨物（植物又は<u>検疫指定物品</u>（以下、「植物等」という。））を国内の空港において他の空港に輸送することを目的として積替えが行われる場合において、通過地空港における当該コンテナ等の積替えの確認を統一的、かつ、円滑に行うため、この要領を定める。</p> <p>2 この要領で「指定密閉形航空コンテナ」とは、別表に掲げる基準に適合する航空コンテナであって、あらかじめ植物防疫法施行規則第6条第2号に掲げる飛行場を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所を含む。）の支所長又は出張所長（以下支所長等という。）が、<u>検疫有害動植物（検疫指定物品にあっては、検疫有害動植物、土及び植物残さ）</u>（以下、「<u>検疫有害動植物等</u>」という。）の散逸する恐れのないものとして指定したものをいう。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第5 支所長等は、第4の報告を受けたときはその内容を審査し、別表に掲げる基準に適合しているコンテナであって、かつ、<u>検疫有害動植物等</u>の散逸の恐れのないと認めるものについては、第1第2項の密閉形航空コンテナとして指定するものとする。</p> <p>第10 植物防疫官は、第9の届出があった書類に記載された<u>植物等</u>及び仕出地等から判断して必要があると認めるときは、当該貨物が密閉された貨物であるか等について確認を行うものとする。</p> <p>別記様式1（第2関係） 指定密閉形航空コンテナ指定申請書</p> <p>植物防疫所〔 支 所 〕長 殿 〔 出張所 〕</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	<p>第1 航空コンテナ、パレット等の航空貨物用輸送器具に積載された外国貨物（植物）を国内の空港において他の空港に輸送することを目的として積替えが行われる場合において、通過地空港における当該コンテナ等の積替えの確認を統一的、かつ、円滑に行うため、この要領を定める。</p> <p>2 この要領で「指定密閉形航空コンテナ」とは、別表に掲げる基準に適合する航空コンテナであって、あらかじめ植物防疫法施行規則第6条<u>第1項</u>第2号に掲げる飛行場を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所を含む。）の支所長又は出張所長（以下支所長等という。）が、<u>検疫有害動植物</u>の散逸する恐れのないものとして指定したものをいう。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第5 支所長等は、第4の報告を受けたときはその内容を審査し、別表に掲げる基準に適合しているコンテナであって、かつ、<u>検疫有害動植物</u>の散逸の恐れのないと認めるものについては、第1第2項の密閉形航空コンテナとして指定するものとする。</p> <p>第10 植物防疫官は、第9の届出があった書類に記載された<u>植物</u>及び仕出地等から判断して必要があると認めるときは、当該貨物が密閉された貨物であるか等について確認を行うものとする。</p> <p>別記様式1（第2関係） 指定密閉形航空コンテナ指定申請書</p> <p>植物防疫所〔 支 所 〕長 殿 〔 出張所 〕</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>

下記航空コンテナを植物等の積替えに用いる指定密閉形航空コンテナとして、指定されたく、航空コンテナの構造明細書を添えて申請致します。

記

(略)

別記様式2 (第6関係)

指定密閉形航空コンテナ指定通知書

番 号
年月日

殿

植物防疫所 [支 所] 長
[出張所]

貴社から植物等の積替えに用いる指定密閉形航空コンテナとして指定方申請のあった件は、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

1～5 (略)

別記 (略)

別記様式3 (第9関係)

積 替 届

年 月 日

植物防疫所 [支 所] 植物防疫官 殿
[出張所]

住所
氏名

下記のとおり積替えを行うので、航空運送状 (Air Waybill) を添付し、下記のとおり届け出ます。

記

貨物の密閉方法 :
指定密閉形航空コンテナの所有会社名 (記号) :

下記航空コンテナを植物の積替えに用いる指定密閉形航空コンテナとして、指定されたく、航空コンテナの構造明細書を添えて申請致します。

記

(略)

別記様式2 (第6関係)

指定密閉形航空コンテナ指定通知書

番 号
年月日

殿

植物防疫所 [支 所] 長
[出張所]

貴社から植物の積替えに用いる指定密閉形航空コンテナとして指定方申請のあった件は、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

1～5 (略)

別記 (略)

別記様式3 (第9関係)

積 替 届

年 月 日

植物防疫所 [支 所] 植物防疫官 殿
[出張所]

住所
氏名

下記のとおり積替えを行うので、航空運送状 (Air Waybill) を添付し、下記のとおり届け出ます。

記

貨物の密閉方法 :
指定密閉形航空コンテナの所有会社名 (記号) :

IATA IDコード :
 航空コンテナ名 :
 植物等の名称 :
 産地 :
 梱数・数量 :
 到着日時 :
 出発予定日時 :
 保管場所 :

(注) 指定密閉形コンテナを用いる場合のみ、指定密閉形航空コンテナの所有会社名、IATA IDコード及び航空コンテナ番号の欄を記入する。

別記様式3の2 (第11関係)

航空コンテナ積替届確認通知書

受付番号
 申請者

殿

申請年月日
 確認通知発行年月日

植物防疫官

下記のとおり積替えを実施されたい。

AWB番号		
到着便名	到着日	到着時刻
出発便名	出発予定日	出発予定時刻
輸送経路		仕向先空港名
保保管所		
記事		

01	貨物の密閉方法	会社名(記号)	IATA IDコード	コンテナ番号
		植物等の名称	ド	産地
		梱数	数量	
02	貨物の密閉方法			

IATA IDコード :
 航空コンテナ名 :
 植物名 :
 産地 :
 梱数・数量 :
 到着日時 :
 出発予定日時 :
 保管場所 :

(注) 指定密閉形コンテナを用いる場合のみ、指定密閉形航空コンテナの所有会社名、IATA IDコード及び航空コンテナ番号の欄を記入する。

別記様式3の2 (第11関係)

航空コンテナ積替届確認通知書

受付番号
 申請者

殿

申請年月日
 確認通知発行年月日

植物防疫官

下記のとおり積替えを実施されたい。

AWB番号		
到着便名	到着日	到着時刻
出発便名	出発予定日	出発予定時刻
輸送経路		仕向先空港名
保保管所		
記事		

01	貨物の密閉方法	会社名(記号)	IATA IDコード	コンテナ番号
		植物名	ド	産地
		梱数	数量	
02	貨物の密閉方法			

	会社名（記号） <u>植物等の名称</u> 梱数	IATA ID コー ド	数量	コンテナ番号 産地
03	貨物の密閉方法 会社名（記号） <u>植物等の名称</u> 梱数	IATA ID コー ド	数量	コンテナ番号 産地
04	貨物の密閉方法 会社名（記号） <u>植物等の名称</u> 梱数	IATA ID コー ド	数量	コンテナ番号 産地
05	貨物の密閉方法 会社名（記号） <u>植物等の名称</u> 梱数	IATA ID コー ド	数量	コンテナ番号 産地

	会社名（記号） <u>植物名</u> 梱数	IATA ID コー ド	数量	コンテナ番号 産地
03	貨物の密閉方法 会社名（記号） <u>植物名</u> 梱数	IATA ID コー ド	数量	コンテナ番号 産地
04	貨物の密閉方法 会社名（記号） <u>植物名</u> 梱数	IATA ID コー ド	数量	コンテナ番号 産地
05	貨物の密閉方法 会社名（記号） <u>植物名</u> 梱数	IATA ID コー ド	数量	コンテナ番号 産地

第14条 国際急送便で輸入された外国貨物の積替陸路輸送取締実施要領（令和3年2月25日付け2消安第4911号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1 国際急送便として輸入された外国貨物について、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第8条第1項及び第3項に基づく輸入植物等（植物若しくは<u>検疫指定物品</u>又は輸入禁止品及び<u>これらの容器包装</u>。以下「植物等」という。）の検査（以下「輸入検査」という。）を行うに当たり、当該植物等が輸入された飛行場（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第6条第2号に掲げるもの（以下「指定飛行場」という。）に限る。）から、別の港又は飛行場（同条第1号又は第2号に掲げるものに限る。以下「指定海空港」という。）に陸路輸送する場合の取締りを斉一、かつ円滑に実施するため、この要領を定める。</p>	<p>第1 国際急送便として輸入された外国貨物について、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第8条第1項及び第3項に基づく輸入植物等（植物又は輸入禁止品及び容器包装。以下「植物等」という。）の検査（以下「輸入検査」という。）を行うに当たり、当該植物等が輸入された飛行場（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第6条第2号に掲げるもの（以下「指定飛行場」という。）に限る。）から、別の港又は飛行場（同条第1号又は第2号に掲げるものに限る。以下「指定海空港」という。）に陸路輸送する場合の取締りを斉一、かつ円滑に実施するため、この要領を定める。</p>

第15条 消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農産園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づき、実施する輸入植物等（船積貨物又は航空貨物で輸入される植物及び<u>検疫指定物品並びにこれらの容器包装。以下「植物等」という。</u>）の消毒（選別を含む。以下同じ。）に当たって、当該植物等を密閉形輸送機器に積替えて消毒場所へ陸路輸送する場合の取締りを斉一、かつ、円滑に実施するため、この要領を定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p><u>4 土等が付着した施行規則第5条の検疫指定物品を選別又は消毒するために、陸路輸送する場合は、この要領の規定にかかわらず、検疫指定物品検疫要綱（令和5年3月24日付4消安第7162号消費・安全局長通達）の規定によるものとする。</u></p> <p>第4</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）積替輸送後、消毒を行う場所は、規則第6条第1号若しくは第2号に掲げる港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所であること。</p> <p>（6）～（9） （略）</p> <p>別表2（第1第2項関係）</p> <p>麦角、菌核又は土のみが混入している<u>植物等</u>の陸路輸送に使用する機器の基準</p> <p>（略）</p>	<p>第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づき、実施する輸入植物等（船積貨物又は航空貨物で輸入される植物及びその容器包装。以下「植物等」という。）の消毒（選別を含む。以下同じ。）に当たって、当該植物等を密閉形輸送機器に積替えて消毒場所へ陸路輸送する場合の取締りを斉一、かつ、円滑に実施するため、この要領を定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第4</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）積替輸送後、消毒を行う場所は、規則第6条第1項に掲げる港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所であること。</p> <p>（6）～（9） （略）</p> <p>別表2（第1第2項関係）</p> <p>麦角、菌核又は土のみが混入している<u>植物</u>の陸路輸送に使用する機器の基準</p> <p>（略）</p>

